

# 入札説明書 (一般競争入札)

件名：各戸配布広報紙「福岡県だより」の  
福岡市域における配送等業務委託

広報課

令和8年4月6日

## 同封書類一覧

- 01 入札説明書
- 02 入札参加者心得
- 03 各戸配布広報紙「福岡県だより」の福岡市域における配送等業務委託仕様書
- 04 入札（見積）仕様書
- 05 入札書（見積書）
- 06 入札書（見積書）（記入例）
- 07 委任状
- 08 委任状（記入例）
- 09 入札参加条件確認書
- 10 入札参加条件確認書（記載例）
- 11 証明書等交付申請書
- 12 履行確認書（交付願い）
- 13 契約書（案）
- 14 誓約書
- 15 課税（免税）事業者届出書
- 16 入札保証金の注意事項

問い合わせ先

広報課 コンテンツ制作班

電話 092-643-3102

## 入札説明書

福岡県が発注する各戸配布広報紙「福岡県だより」の福岡市域における仕分、梱包及び配送業務（以下「配送等業務」という。）の委託に係る入札公告に基づく一般競争入札は、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様等に疑義がある場合は、6に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様等の不知または不明を理由として異議を申し立てることはできない。

### 1 公告日

令和8年4月6日

### 2 競争入札に付する事項

#### (1) 調達件名

各戸配布広報紙「福岡県だより」の福岡市域における配送等業務委託

#### (2) 契約の期間

契約締結日から令和9年5月31日まで

### 3 調達内容の仕様及び数量等

別添仕様書のとおり

### 4 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年4月16日福岡県告示第244号）」を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

### 5 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和8年5月1日（金）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 4の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	05	運送	AA又はA
13	11	その他	AA又はA

- (2) 過去2年間に同種、同程度の業務実績を有する者
- (3) (2)の同種、同程度とは次のとおりとする
  - ア 同種の基準は、配送とする。
  - イ 同程度の基準は、100か所以上への配送とする。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

**6 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称**

福岡県政策企画部広報課

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3102

ファクス 092-632-5331

**7 契約条項を示す場所**

6の部局とする。

**8 契約書作成の要否**

要。（別紙様式）

**9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨**

日本語及び日本国通貨

**10 過去の業務実績を証明する書類等の提出場所、提出期限及び提出方法**

(1) 提出場所

6の部局とする。

(2) 提出期限

令和8年4月30日（木）午後5時00分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

## 11 入札書の提出場所、提出期限及び注意事項

(1) 提出場所

6の部局とする。

(2) 提出期限

令和8年4月30日（木）午後5時00分

(3) 注意事項

ア 入札に参加する者は、入札書（別紙様式）を直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）により、次のとおり提出しなければならない。その他の方法による入札は認めない。

イ 入札金額は、配送等業務に係る金額（合計）を記載すること。その積算内訳として、部数毎の単価と、各単価にそれぞれの予定配送箇所数を乗じて計算した金額を記載すること。単価はそれぞれ整数（小数点以下を含まない数）で記載すること。

単価の算出に当たっては、予定配送箇所数を参考とすること（予定配送箇所数は、現時点での見込であるので、契約後において増減を生じても異議の申し立ては認めない）。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された入札金額（合計）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。ただし、契約締結は、入札書に記載された配送等業務に係る1か所当たりの単価それぞれに100分の10に相当する額を加算した金額で行う。

エ 代理人が入札する場合は、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。

オ 入札書は、直接に提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「5月1日開封《各戸配布広報紙「福岡県だより」の福岡市域における配送等業務》の入札書在中」と朱書きし、郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書

きし、外封筒の封皮には「5月1日開封《各戸配布広報紙「福岡県だより」の福岡市域における配送等業務》の入札書在中」と朱書きしなければならない。

カ 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。

キ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

ク 入札者は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた業務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。

ケ 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することができる。

## 12 開札の場所及び日時

### (1) 場所

福岡県福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁政策企画部会議室（8階）

### (2) 日時

令和8年5月1日（金） 午前10時00分

### (3) 開札に立ち会うことを認められる者

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

### (4) 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、その他の場合は別に定める日時及び場所において行う。

## 13 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

入札書に記載した入札金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（入札書に記載した入札金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合。この場合にあつては、再度の入札の場合を見越し、十分な保険契約期間を確保すること。

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合（同種・同規模の契約とは「配送」業務に係る契約で、契約金額（単価契約の場合は総額）が、入札書に記載をした入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額の2割に相当する額より高いものをいう。次号において同じ。）

## （2）契約保証金

契約金額（この号において「契約金額」とは、入札書に記載をした入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額とする。）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

## 14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12（4）により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- （1）入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- （2）法令又は入札に関する条件に違反している入札
- （3）同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- （4）所定の場所及び日時に到達しない入札
- （5）入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- （6）入札保証金又はこれに代わる担保の納付が13の（1）に規定する金額に達しない入札
- （7）金額の重複記載、誤字又は脱字があつて、必要事項を確認できない入札
- （8）入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において

指名停止期間中であるもの等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

## 15 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格を持って有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 16 その他

(1) 落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。